

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

改正案	現行
（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第八十三条 法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及び八からへまで、第二号、第三号口⁽¹²⁾、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。 一～五（略） 六 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、商工組合中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるもの 七 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、商工組合中央金庫が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他商工組合中央金庫の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第五号において「重要事象等」という。）が存在す	（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第八十三条 法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及び八からへまで、第二号、第三号口⁽¹²⁾、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。 一～五（略） （新設） 六 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、商工組合中央金庫が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他商工組合中央金庫の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在す

る場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 2 (略) 第八十四条 法第五十三条第二項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号ホ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。 一 三 (略) 四 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として商工組合中央金庫若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であつて、商工組合中央金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるもの 五 (略)	る場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 2 (略) 第八十四条 法第五十三条第二項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。 一 三 (略) (新設) 四 (略)
---	---